

軽度者に対する福祉 用具貸与について

○福祉用具例外給付の申請をしており、**2度目**のコロナによる認定有効期間合算申請を行う方について

今までコロナによる認定有効期間合算申請の場合は、介護長寿課給付係までご連絡いただき、こちらで延長の手続きをさせていただいておりましたが、新型コロナウイルスによる影響が長引いているため、合算申請を2度行っている方もでてきています。合算期間が長期に渡り、利用者の状態の変化等も生じていると考えられるため、2度目の合算申請の場合には、理由書の提出を求めることとします。ホームページに必要な資料を載せていますので、そちらを参考に申請をお願いいたします。すでに2度目の合算申請を行っている方は、理由書をお早めにご提出ください。

○福祉用具例外給付申請に関するホームページ URL

<https://www.city.uruma.lg.jp/kurashi/121/1676/858>